

參考資料



1 子ども・子育てをめぐる市のこれまでの取組

年度	取組内容
昭和 61 年	・ 保育園待機児童ゼロ（令和 6 年現在まで継続中）
平成 4 年	・ 一時預かり事業開始 ・ 適応指導教室「ヤング手賀沼」を設置（令和 4 年に教育支援センター「かけはし」に改称） ・ 湖北台東小学校内に教育研究所を設置（令和 4 年に教育相談センターに改称）
平成 8 年	・ 公設公営の学童保育室の運営開始
平成 10 年	・ 保育園園庭開放事業開始
平成 11 年	・ 小学校全校に公設公営の学童保育室を整備完了 ・ 保育園の産休・育休明け予約事業開始
平成 12 年	・ 地域子育て支援センター事業開始（平成 19 年に地域子育て支援拠点事業に改称） ・ ファミリーサポートセンター事業開始
平成 13 年	・ 第 1 回子ども議会開催 ・ 男女共同参画都市宣言
平成 14 年	・ 病児・病後児保育事業開始 ・ 子育て支援ガイドブック「わく ² すく ² 」（初版）発行
平成 15 年	・ 子ども医療費助成開始（通院 3 歳まで）
平成 16 年	・ 第一次子ども総合計画策定 ・ 子ども課を創設（課内に子ども虐待防止対策室、子ども総合相談窓口を設置） ・ 母子自立支援員を配置
平成 17 年	・ 子ども総合計画推進市民委員会設置
平成 18 年	・ 子宮がん検診の対象年齢を 20 歳に引き下げ
平成 19 年	・ 公立保育園による地域子育て支援活動（事業）開始 ・ あびっ子クラブの設置開始（我孫子第一小から）
平成 20 年	・ あかちゃんステーション事業開始 ・ 乳児家庭全戸訪問事業開始 ・ 5 歳児健康診査開始 ・ 療育・教育システム連絡会設置 ・ 乳がん検診（超音波検査）を 30 代女性に導入
平成 21 年	・ 子ども部を創設（子ども支援課、保育課、子ども相談課、こども発達センター） ・ がん検診無料クーポン券及び検診手帳の送付事業開始
平成 22 年	・ 第二次子ども総合計画策定 ・ 子育てサポーターの養成と地域活動の推進事業開始
平成 23 年	・ 子ども医療費助成を中学生まで拡大 ・ H i b、小児肺炎球菌、HPV 任意予防接種費用助成開始（平成 25 年 4 月から法定化） ・ 子宮頸がん検診・乳がん検診（集団）のお子さんの一時預かり開始
平成 24 年	・ 幼保小連携協議会設置 ・ 幼稚園預かり保育料助成開始

年度	取組内容
平成 25 年	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども総合計画推進市民委員会を廃止し、子ども・子育て会議設置 ・幼稚園・保育園等でのフッ素洗口開始
平成 26 年	<ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫教育開始（布佐中学校区から） ・小児インフルエンザ予防接種費用助成開始
平成 27 年	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次子ども総合計画策定 ・健康づくり支援課に子育て世代包括支援センター設置 ・産後ケア事業開始 ・ロタウイルス感染症任意予防接種費用助成開始（令和 2 年 10 月から法定化） ・A b i ☆小中一貫カリキュラム完成
平成 28 年	<ul style="list-style-type: none"> ・こども発達センターの増改築工事完了 ・こども発達センターに児童発達支援センターとしての機能と役割を追加 ・小学校でのフッ素洗口開始
平成 29 年	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保小連携・接続カリキュラム完成 ・産婦健康診査開始
平成 30 年	<ul style="list-style-type: none"> ・全小学校にあびっ子クラブ設置完了 ・風しん予防接種費用助成開始（先天性風しん症候群予防） ・第 3 子以降学校給食費無償化開始
令和元年	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども相談課に子ども家庭総合支援拠点設置 ・幼児教育・保育の無償化開始
令和 2 年	<ul style="list-style-type: none"> ・第四次子ども総合計画策定 ・子ども医療費助成を高校生まで拡大 ・新生児聴覚スクリーニング検査費用助成開始
令和 3 年	<ul style="list-style-type: none"> ・G I G A 端末整備完了 ・「ヤング手賀沼」分室を開設（令和 4 年に教育支援センター分室「ひだまり」に改称）
令和 4 年	<ul style="list-style-type: none"> ・伴走型相談支援、出産・すくすく子育て応援金給付開始 ・すべての小中学校がコミュニティ・スクール開始 ・第 1 子・第 2 子の学校給食費支援金支給開始
令和 5 年	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの医療費助成に自己負担上限制度を新設 ・医療的ケア児等コーディネーターを配置 ・ヤングケアラー関係機関等職員研修の実施 ・校内教育支援センターを中学校全 6 校、小学校 3 校に設置 ・学校給食の食物アレルギー等対応補助金支給開始
令和 6 年	<ul style="list-style-type: none"> ・校内教育支援センターを小学校 5 校に増設 ・ヤングケアラー・コーディネーターを配置 ・我孫子市 L I N E 公式アカウントを活用した「子ども・子育て相談窓口」の設置 ・1 か月児健康診査費用助成開始 ・小児科診療所開業促進事業開始

※各事業の詳細については、市ホームページ等で最新情報をご確認ください。

2 我孫子市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 本市に、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項の規定に基づき、我孫子市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(任務)

第2条 会議の任務は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 我孫子市子ども総合計画の策定、実施状況の点検及び評価並びに見直しに関し、市長の諮問に応じて調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げる任務に関し、必要に応じて市長に意見を述べること。

(組織)

第3条 会議は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子ども関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 公募の市民

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員(前条第2項第6号に規定する者を除く。)は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、子ども部子ども支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則は省略とする。

3 我孫子市子ども・子育て会議委員名簿

構成名称	氏名	役職等
学識経験者	箕輪 潤子	武蔵野大学 教育学部 幼児教育学科 教授
学識経験者	菅井 洋子	川村学園女子大学 教育学部 幼児教育学科 教授
子ども関係団体	増田 利明	我孫子市子ども会育成連絡協議会 副会長
子ども関係団体	菅原 紀子	障害者とのふれあいボランティアバンド 「ホットポットファミリー」
教育関係者	太田 悟	元我孫子第一小学校校長
教育関係者	鈴木 信人	湖北白ばら幼稚園理事長
保育関係者	布施 健	根戸保育園園長
子どもの保護者	大島 明香	我孫子市学童保育連絡協議会
子どもの保護者	松澤 美紀	我孫子市三保育園保護者の会連絡協議会
公募の市民	小澤 舞子	公募の市民
公募の市民	野崎 友美	公募の市民

4 計画の策定経過

実施年月日	取組内容
令和5年 6月17日	○令和5年度第1回子ども・子育て会議 計画策定概要について
令和5年 8月1日～8月31日	○子ども・子育てに関するアンケート調査の実施
令和5年 9月8日	○令和5年度第2回子ども・子育て会議 計画策定に係る市民調査について
令和5年 11月1日～12月31日	○ニーズ調査の実施
令和5年 12月3日	○令和5年度第3回子ども・子育て会議 計画策定に係る市民調査について
令和6年 1月9日～1月31日	○意識調査の実施
令和6年 2月18日	○令和5年度第4回子ども・子育て会議 子ども・子育てに関するアンケート調査結果報告書について
令和6年 6月15日	○令和6年度第1回子ども・子育て会議 ニーズ調査調査結果報告書について、計画策定概要、策定スケジュール、骨子案について
令和6年 7月19日	○令和6年度第2回子ども・子育て会議 意識調査結果報告書について、計画書（素案）、掲載事業及び指標について
令和6年 8月1日～8月31日	○ひとり親家庭等の子育てアンケート調査の実施
令和6年 9月29日	○令和6年度第3回子ども・子育て会議計画書（素案）について
令和6年 10月26日	○令和6年度第4回子ども・子育て会議 子ども・子育て支援事業の量見込みと確保方策、計画書（草案）について
令和6年 12月16日～ 令和7年1月15日	○パブリックコメント
令和7年 3月1日	○令和6年度第5回子ども・子育て会議 計画書（案）答申について

5 用語解説

【あ行】

育児休業制度

原則1歳未満のこどもを養育するための休業で、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に定められている。

インクルージョン

介護や障害の有無にかかわらず、受け入れられる社会という考え方。また多様性と共に使われ、年齢、性別、国籍等多様の人が互いの特徴や属性を個性と認め、一緒に活動するという考え方を表すこともある。

ウェルビーイング

個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する。

【か行】

企業主導型保育事業

平成28(2016)年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度。企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成を行う。

協働

市民をはじめ自治会・町会、団体・NPO、事業者及び市が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術等の資源を提供し合い、協力して取り組むこと。

子育てコンシェルジュ

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。

子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種相談、必要に応じて支援プランの策定、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整等を行う施設のこと。母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通して、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行い、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制構築を目的とする。

こども家庭センター

従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」のそれぞれの機能を併せ持つ一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施する機関のこと。母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、市町村全体における支援の向上と個別の支援ニーズへの対応と共に行うことで、切れ目なく、漏れなく対応することを目的とする。

子ども家庭総合支援拠点

児童福祉法に基づく、すべての子どもとその家庭（妊産婦等を含みます）を対象に、相談全般から専門的な支援までを行う拠点。

こども家庭庁

常にこどもの視点に立って、こども政策に強力かつ専一に取り組むために設立された専任の大臣を持つ独立した行政組織である。こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を目的とする。

こども基本法

こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくため、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映を定めた包括的な法律で、国の基本方針を明示するもの。

子ども・子育て支援新制度

就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育園等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度。

子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画。

子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

すべてのこどもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、こども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進する法律。

こどもまんなか社会

こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を社会の中心に据えた社会。

こども未来戦略

すべての世代の国民一人一人の理解と協力を得て行う少子化対策を示したもの。若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会、こどもたちがいかなる環境、家庭状況にあっても、分け隔てなく大切にされ、生まれ、笑顔で暮らせる社会の実現のため、3つの基本方針を示したものである。

子ども食堂

地域の住民・企業・団体がボランティアで運営する、誰でも無料や低額で食事をすることができる食堂。

参考資料

コミュニティ・スクール

学校運営協議会を設置している学校のこと。学校運営協議会により、学校と地域住民・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる。

【さ行】

次世代育成支援対策推進法

将来、社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、平成15(2003)年に制定された法律。

児童相談所

18歳未満の子どもに関するあらゆる問題について、子どもや保護者等からの相談に応じ、子どもの最善の利益を図るために共に考え、それぞれの子どもや保護者に最も適した援助や指導を行う、児童福祉法に基づいて設置される行政機関です。児童相談所では、児童虐待のほかにも、発達の遅れやしつけ等、様々な相談を受け付けています。

児童発達支援

日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うこと。

児童福祉法

児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見等をもって、児童の権利擁護を目的とした法律。

小規模保育事業所

預かる子どもの対象は「0歳～2歳」の児童で、定員数は「6人～19人まで」となっている。これまでの認可保育園の基準は、定員が20人以上とされていたが、新制度では19人以下でも認可保育園という位置づけになり、補助金、財政支援が出ることになる。

※令和7年4月の児童福祉法改正により、3歳～5歳の児童を対象とした「満三歳以上限定小規模保育事業」が創設され、小規模保育事業における対象年齢が拡大された。

【た行】

多様性

ある集団の中で特徴や属性が画一的でないこと。ある集団とは規模によらず、国や町、地域あるいは教室といったものを含み、特徴や属性では年齢や性別、国籍、障害の有無までこちらも様々である。

特定事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、国及び地方公共団体の機関が実施する次世代育成対策に関する計画。

共働き・共育て

男女ともに仕事と子育てを両立すること。そのために国は男性の育児参加を目的とした育児休業の取得、職場復帰の支援、勤務時間・勤務地への配慮をするように事業主に促している。

【な行】

認可保育園

日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設（児童福祉法第39条第1項）。

認定こども園

幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設で、おおむね0歳から就学前の児童に保育園の時間帯（おおむね7時から19時）で保育・幼児教育を行う施設。

【は行】

はじめの100か月の育ちビジョン

人の生涯のウェルビーイングに最も重要な時期である「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」の期間を社会全体で支える計画のこと。はじめの100か月とは、妊娠期から幼保小接続の重要な時期までを指し、妊娠期の約10か月、誕生から小学校就学、就学後の約1年までが約7年6か月であり、その合計が約100か月となる。

伴走型相談支援

身近で相談に応じながら、様々なニーズに対して、必要な支援につなぐという方式の支援。

病児保育

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育園等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業及び保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業。

不登校

年度間に連続または断続して30日以上欠席している高校生までの児童生徒のうち、欠席理由が何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況であること。ただし、本人の心身の故障（けが等）や経済的理由等による場合は、「長期欠席」となる。

ファミリーサポートセンター

乳幼児や小学生等の児童を有する保護者を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

フードバンク

「食べ物の銀行」という意味で、まだ食べることができずに、様々な理由で余ってしまった食品を企業や家庭等から引き取り、支援を必要とする人たちが団体等へ無償で届ける活動。

放課後児童対策パッケージ

放課後児童クラブのニーズが高まったことや受け皿の整備状況が当初の見込を下回ったことを受け、放課後児童クラブをはじめとした放課後児童対策を強化と共働き・共育ての推進を目的として、今後の対策を予算・運用等について総合的に示したものの。

母子及び父子並びに寡婦福祉法

母子家庭の母子及び父子家庭の父子、並びに配偶者と離婚・死別し、再婚をしていない独身女性の健康で文化的な生活を保障する法律。

【や行】**ヤングケアラー**

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行うことにより、その責任や負担の重さから、学業や友人関係等に影響が出てしまう子ども・若者。

ユニバーサルデザイン

一定の年齢、性別、国籍、心身状態の人を対象とするのではなく、どのような人でも利用することができる施設や製品、設計。

幼稚園

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設。入園できる者は、満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。新制度に移行する幼稚園と、新制度に移行せず私学助成を受けて運営する幼稚園がある。

【わ行】**ワーク・ライフ・バランス**

働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方。

【数字／英字】**A b i ☆小中一貫カリキュラム**

小中学校の9年間をなめらかにつなぎ、本市が目指す15歳の子どもを効果的に育成するための教育内容の計画。

A L T

小中高校等の英語の授業で日本人教師の補助を行う者。

D X

データやデジタル技術を使って、顧客視点で新たな価値を創出していくとともに、業務体制や組織文化等を変革すること。自治体のDX化では住民の利便性向上と業務効率化による行政サービスの向上を目指している。

E B P M

Evidence-Based Policy Makingの頭文字を取って、「EBPM」と名付けられた政策立案や行政運営の手法のこと。定量的なデータ分析等の合理的根拠に基づくことでより効果的かつ効率的に各取組を推進すること。

G I G Aスクール構想

Global and Innovation Gateway for Allの頭文字を取って、「G I G A」と名付けられた文部科学省の取組、計画のこと。義務教育を受ける生徒児童に一人一台学習用の端末(PC・タブレット等)と高速ネットワーク環境を整備して、生徒児童ごとに最適化された学習環境を提供することを目的とする。

I C T

Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術。

I C T機器

一般にPC、プロジェクタ、デジタルカメラ等の情報機器。

Q-U検査

QUESTIONNAIRE-UTILITIES(楽しい学校生活を送るためのアンケート)の略。学校生活意欲尺度と学校満足度尺度で構成され、「やる気」と「居心地」という両面から子どもの様子だけでなく、学級集団の状態を概観できる。